

埼玉県移住・定住ポスター・デザイン・印刷業務委託 仕様書(公募用)

- この仕様書は企画提案書作成用である。
- 企画提案競技後、県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上契約を締結する。

1 業務名

埼玉県移住・定住ポスター・デザイン・印刷業務委託

2 目的

メインターゲットである20代から40代の子育て世代に対して、移住先としての本県の魅力を分かりやすく発信し、本県への更なる移住・定住促進を図るため、ポスターを作成する。

3 期間

契約締結日から令和8年3月18日(水)

4 委託業務内容

受託者は次の事項に留意し、提案のデザイン、レイアウトを基に本県との協議を踏まえ、ポスターのデザイン、印刷を行う。

(1) ポスター・デザイン

- メインターゲット(20代から40代の子育て世代)や埼玉県の強み(充実した交通網、豊かな自然、自然災害の少なさ等)を踏まえ、本県への移住及び定住の関心が高まるようなデザインとすること。なお、デザイン・レイアウト等の作業は、本県と協議しながら進めること。
- 県が指定する静止画像3枚*のうち、1枚以上を組み合わせたデザインとすること。
* 埼玉県公式移住PR動画『こどもが笑う、ぼくらが変わる。』より抜粋した静止画像

(2) 規格等

ア B列1判

イ B列2判

ウ A列2判

※ いずれも「片面・4色刷り、マットコート紙、135Kg」とする。

(3) 校正

校正は原則、文字校正2回、色校正1回とするが、県が校了と判断するまで校正を行う場合がある。

(4) 素材の渡し方

電子データ(静止画像3種類、コバトン・さいたまっち及び県章画像:JPEG)

(5) 印刷部数

ア B列1判: 30部

イ B列2判: 470部

ウ A列2判:150部

(6) 留意点

ポスターには以下の事項を記載する。(全て県が提供する。)

ア 県のシンボル4点セット(「埼玉県」の文字、「彩の国」の文字、「県章」、埼玉県マスコット「コバトン・さいたまっち」をバランスよく配置すること。

イ ポスターの適切な位置に下記の文言等をいれること。なお、文言の内容については調整する可能性がある。

- ・「住むなら埼玉」の文言及びロゴ
- ・二次元QRコード(<https://sumunara-saitama.pref.saitama.lg.jp/>)

5 成果物

(1) ポスター650枚 (B列1判:30枚、B列2判:470枚、A列2判:150枚)

※ A列2判150枚のうち、110枚については角2封筒に入るよう A4 サイズに折って納品すること。

(2) ポスターの電子版データ(AI及びPDF)3種類

(3) 完了報告書(PDF) ※ 打合せ記録一式を含む。

6 納品期限

令和8年2月27日(金)まで

7 納品場所

埼玉県企画財政部 地域政策課 地域振興担当

8 留意事項

本業務を行うに当たって次の各事項に留意すること。

(1) 業務執行体制、業務内容及び事業スケジュール、詳細等を示した実施計画を策定すること。

なお、実施する業務内容については、事業者から提案された内容をもとに本県と協議の上決定する。

(2) 本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。また受託期間中は、専任の担当者(県との連絡調整担当者)を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。

(3) 業務実施にあたり必要となる一切の経費は受託者の負担とする。

(4) 委託業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本県の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(5) 業務の遂行にあたっては、本県と十分協議・連絡をとること。

9 成果物の帰属・個人情報の取り扱い等

(1) 委託業務における著作権及び肖像権等の取扱いには十分注意すること。掲載する写真、イラスト、掲載文書についてはその権利関係含め、原則受託者で手配するものとする。なお、著作料が発生する場合は受託者が支払うこととする。

- (2) 委託業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は原則として全て県に帰属する。ただし、受託者が所有する写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りではない。
- (3) 受託者が所有する写真・イラスト等を、県が成果物以外に使用する場合には、県と受託者で協議・許諾等を要するものとする。
- (4) 受託者は、本県(本県が許可した者を含む。)が成果物を使用するにあたり著作者人格権を行使してはならない。
- (5) 県及び受託者は、(2)に規定する著作権の帰属及び(4)に規定する著作者人格権の不行使の対価が本業務の契約金額に含まれていることを確認する。
- (6) 本業務に使用するイラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (7) 本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の修正を行うこと。また、掲載後に肖像権や個人情報に関する問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。
- (8) 委託業務により得られた個人情報や調査データ等全てについて、本事業の目的以外に使用、流用等をしてはならない。
- (9) 委託業務により得られた個人情報や調査データ等の使用、保存、処分には、機密が保持されるよう細心の注意をもって業務に当たらなければならない。
- (10) 受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 条)の適用を受けるものとする。

10 その他

- (1) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、本県及び受託者双方が協議して決定する。
- (2) 県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本県及び受託者双方で協議し対応を決定する。